

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の 一部を改正する条例（原案の概要）

現在の小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例（以下「景観条例」という。）は、本市の良好な都市景観を保全し、育成し、及び創出するために必要な事項並びに景観法（平成16年法律第110号）の施行に関し必要な事項を定めることにより、歴史と自然にはぐくまれた小樽らしい魅力あるまちづくりを進め、市民文化の向上に資することを目的として平成21年に施行されました。

近年、歴史的建造物の老朽化などに伴い、所有者等の維持管理の負担が大きくなり、本市の歴史を象徴する建造物が少しずつ減少しています。このような状況を踏まえ、所有者等が複数の制度を活用し、歴史的建造物の維持保全を図ることができるようにするため、景観条例の一部を改正します。

■条例改正の趣旨

本市では、景観条例に規定する小樽市登録（指定）歴史的建造物（以下「登録歴史的建造物」という。）の所有者等に対して、経済的支援等を行い、歴史的建造物の保全を図るとともに、国の重要文化財や登録有形文化財などの文化財建造物（以下単に「文化財建造物」という。）を増やしていくことにより、地域の価値を高めていくことについて検討を進めてきました。

現行の景観条例では、国と本市における規制及び手続の重複を避けるため、文化財建造物を登録歴史的建造物に登録できないことが規定されており、登録歴史的建造物が文化財建造物に指定又は登録される際には、登録歴史的建造物の登録を抹消することとしています。

しかし、国の登録有形文化財建造物も登録歴史的建造物に登録できれば、歴史的建造物の所有者等は、景観条例に基づく経済的支援等とともに、登録有形文化財建造物制度による税制上の優遇措置等を併用することができることになり、歴史的建造物に係る維持保全の負担が軽減されることから、国の登録有形文化財建造物を登録歴史的建造物に登録できるようにするため、景観条例の一部を改正します。

■条例改正の内容

国の登録有形文化財建造物について、登録歴史的建造物として登録できるようにします（現在は、条例第45条第1項ただし書において、登録できる建造物から除外しています。）。

■施行期日

公布の日